

マイナンバー制度開始後の介護保険の手続きについて

○マイナンバー制度の開始に伴い、介護保険の申請は、原則としてマイナンバー（個人番号）の記載が必要となります。ただし次のような事情等により、マイナンバーの記載が困難な場合は、申請書等にマイナンバーを記載せずにご提出ください。

- ・通知カード等の紛失によりマイナンバーが不明な場合
- ・本人が認知症等であるため、マイナンバーの提供の委任について意思表示をすることが困難な場合

○マイナンバーが必要な手続きでは、成りすまし等の不正行為を防止するために、本人確認のための書類の提示もあわせて必要となります。



窓口で手続きをされるのは誰ですか？

本人

家族やケアマネさん等の代理人

窓口に「申請書一式」と次の①②の書類をお持ち下さい。

①【本人の番号確認のため】
個人番号カード、番号通知カード、
個人番号記載の住民票の写しのいずれか

②【本人の身元確認のため】
個人番号カード、運転免許証などの
写真付きの書類いずれか1点（お持ちでない場合は、介護保険被保険者証と医療保険者証などの2種類）

窓口に「申請書一式」と次の①②③の書類をお持ち下さい。

①【本人の番号確認のため】
個人番号カード、番号通知カード、
個人番号記載の住民票の写しのいずれか

②【代理人の身元確認のため】
個人番号カード、運転免許証などの
写真付きの書類いずれか1点（お持ちでない場合は、介護保険被保険者証と医療保険者証などの2種類）

③【代理権の確認のため】
本人の介護保険被保険者証

◎郵送で手続きする場合

上記の書類をコピーして申請書と一緒に送付して下さい。

※本人（代理人）の身元を確認する書類や代理権を確認する方法は上記以外にもあります。
上記の書類をお持ちでない場合や、手続きで不明な場合は下記担当課までご相談下さい。

益田市役所

福祉環境部 高齢者福祉課 介護給付係 電話 0856-31-0682（直通）

美都総合支所 住民福祉課 電話 0856-52-2312（直通）

匹見総合支所 住民福祉課 電話 0856-56-0302（直通）